

第3次 妙高市食育推進計画

～食で育む体と心 家庭ではじまる食育体験～



平成29年3月[策定]

(令和4年3月[改訂])

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 食をめぐる現状と課題	3
1 食をめぐる現状（第3次食育基本計画より）	
2 妙高市の現状と今後の課題	
3 「2次計画」の数値目標と達成状況	
第3章 基本理念と基本方針	8
1 基本理念	
2 基本方針と施策の柱	
3 数値目標	
第4章 具体的な施策の展開	10
1 食でつくる健康な体	
2 食で育む豊かな心	
3 食の生産と環境との調和	
4 食育運動の推進	
第5章 食育推進に向けての役割	16
1 家庭の役割	
2 保育園・こども園、学校の役割	
3 地域の役割	
4 生産者の役割	
5 食品関連事業者等の役割	
6 行政の役割	
第6章 計画の推進体制	18
1 庁内食育推進連携会議	
2 妙高市健康づくり推進協議会	
3 計画の進行管理	
第7章 ライフステージに応じた行動指針	19
1 妊娠期・乳幼児期（0～3歳）	
2 幼児期（園児）	
3 学童期（小学生）	
4 思春期（中学生・高校生）	
5 成人期	
6 高齢期	
行政の行動計画	21
資料	26
1 データで見る妙高市の健康	
2 食育基本法	
3 策定経過	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

食は命の源であり、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

国では「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」（食育基本法第1条）ことを目的として、平成17年6月に食育基本法を制定しました。

これを受け、本市においては、平成20年3月に「妙高市食育推進計画」を策定しました。その後、平成23年3月に「第2次妙高市食育推進計画」、平成27年3月に「2次計画改訂版」、平成29年3月に「第3次妙高市食育推進計画」を策定し、食育活動を展開してきましたが、市民のライフスタイルが多様化し、食生活も変化する中、食の大切さに対する意識が希薄になり、栄養バランスの偏りや不規則な生活からなる肥満や高血糖等の生活習慣病の増加が問題となっています。

また、健康面だけでなく豊かな食を守っていく観点から、食と環境との調和や食文化の継承等が今後のさらなる課題と考えられます。




本市は、まちづくりの基本理念として、全ての生命を安心して育むことのできる「生命地域の創造」を目指しており、その重点プロジェクトの一つとして「総合健康都市 妙高の推進」を掲げています。生涯を通して心身ともに健康でいきいきと過ごすために健全な食生活は欠かせないものであります。

本計画は、市民が、「食」について関心を持ち、「食」に関する知識と選択する力を養い、自らの健康を守り、つくることができるとともに、心豊かに生活できるよう、その環境づくりを図るために策定するものであり、家庭、地域、園・学校、関係団体、行政が自主的かつ連携しながら一体となって取り組む食育推進の基本計画となるものです。



〈第3次妙高市食育推進計画におけるSDGsの取組み〉

施策：「食」に関する知識と選択する力を養い、自らの健康を守り、つくることができ

	<p>【3：すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>【4：質の高い教育をみんなに】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>【12：つくる責任、つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>

2 計画の位置づけ

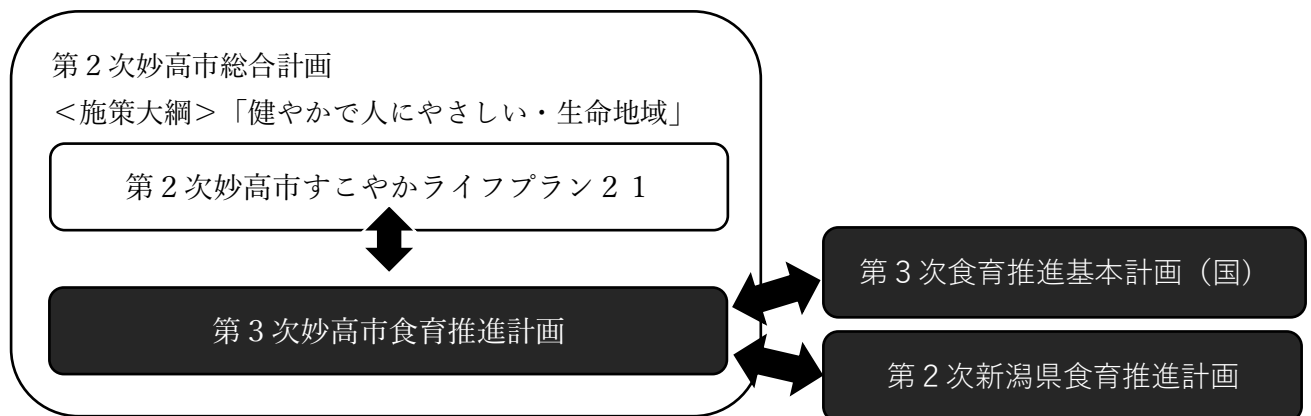
(1) 法令等の根拠

食育基本法第18条により、市町村に食育推進計画の策定が努力義務として位置づけられています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、第1次（平成20年3月策定）、第2次（平成23年3月策定）、第2次<改訂版>（平成27年3月策定）計画、第3次（平成29年3月策定）に続く第3次<改訂版>です。

「第3次妙高市総合計画」の施策大綱である「健やかで人にやさしい・生命地域」に基づくとともに、国が策定した「第3次食育推進基本計画」、新潟県が策定した「第2次新潟県食育推進計画」、また、「第2次妙高市すこやかライフプラン21」との整合性を図り、食育を推進するための基本的な考え方を明らかにした総合的な指針として位置づけるものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間としていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、食をめぐる状況の変化やコロナ禍を経て、市民の健康づくりに対する意識の変化や行動変容が想定されることに加え、令和5年度に策定予定の「妙高市健康増進計画（妙高市すこやかライフプラン[平成25年度～令和5年度]）とも整合性を図る必要があることから、第3次妙高市食育推進計画の内容を一部修正し、計画期間を令和5年度まで延長します。

ただし、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や目標の達成状況等により、必要に応じて見直しを行います。

第2章 食をめぐる現状と課題

1 国の食をめぐる現状（第3次食育推進基本計画より抜粋）

我が国では、急速な経済発展に伴い、生活水準が向上するとともに、食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進んでいます。

このような中、国民の意識の変化とともに、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。さらに、古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化等、国民の食文化に関する意識が希薄化し、失われていくことも危惧されています。

我が国は世界でも有数の長寿国となり、平均寿命は男女共に80年を超え、今後も平均寿命が延びることが予測されています。その一方で、国民の食生活においては、エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られます。これらに起因する肥満や生活習慣病は引き続き課題である一方で、若い女性のやせ、高齢者の低栄養傾向等の健康面での問題も指摘されています。

食については、情報が社会に氾濫し、情報の受け手である国民が、食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により、食品の安全性に対する国民の関心は引き続き高く、国民による情報の適切な選別、活用が促進されるようにしていく必要性が高まっています。

加えて、我が国は食料を海外に大きく依存しており、食料自給率及び我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力である食料自給力の維持向上が急務となっています。一方で、開発途上国を中心に多くの人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる中で、我が国は大量の食品廃棄物を発生させ、環境への大きな負荷を生じさせています。国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2015年）においても、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧廃棄の半減等が目標として掲げられており、こうした食糧問題を世界全体の問題としてもとらえていくことが求められています。

2 妙高市の現状と今後の課題

本市では、食育基本法に基づき、妙高市食育推進計画（平成19年度から22年度まで）及び第2次妙高市食育推進計画（平成23年度から26年度まで）、2次計画改訂版（平成27年度から28年度まで）を策定し、10年にわたり食育を推進してきました。

その間、日常生活の基本となる「食でつくる健康な体」を中心に、妙高市民の心の一つでもある「家族そろって食事をしよう(共食^{※1})」の推進や、食文化やマナーの継承、地産地消の推進、食品廃棄物による環境への負荷軽減など、家庭、地域、園・学校、関係団体、行政など多様な関係者が様々な形で連携を図り食育の取り組みを展開してきました。

その結果、「食育に関心を持っている市民の割合」や「バランス食^{※2}を認識し実践する人の割合」、「家族そろって夕食を食べる人の割合」、「もったいない！食べ残しゼロ運動協力店数」、「農業振興施設・体験交流施設の利用者数」が増加するとともに、乳幼児期及び園・学校における食育も着実に浸透してきています。しかしながら、生活習慣病を予防・改善するために必要な健全な食習慣の定着については、今後さらなる取り組みが必要です。

■健康づくりと生活習慣病の発症及び重症化

食生活の影響が大きいといわれる生活習慣病は、本市における死因の約6割（新潟県福祉保健年報より）、医療費の約3割（国民健康保険疾病分類別統計より）を占めています。生活習慣では、若い世代の朝食欠食率が高いなど食生活の乱れが見られるほか、健康面では肥満や高血糖者の増加、高血圧及びこれを背景とする脳血管疾患の割合が高いなどの課題があり、健全な食生活の形成・定着を促進する必要があります。また、高齢化が進展する中で、加齢に伴う食事量の低下や栄養の偏りから身体機能の低下が懸念されており、元気に高齢期を迎え過ごすために低栄養の予防に取り組む必要があります。

■食を大切にすゝる気持ちと伝統的な食文化の継承

家族が食卓を囲んでコミュニケーションをとりながら食事をする「共食」は、生活の質を高め心豊かな人間性を育むとともに、子どもへの食育を推進していく場として重要です。しかしながら、家族構成や生活環境が変化する中で、食生活は個人の好みに合わせた形へと多様化し、「共食」の機会だけでなく和食文化である主食の米と副食を組み合わせた献立や箸づかいなどの作法、また、地域で育まれた郷土料理が失われつつあることが危惧されており、園や学校、地域などが連携しそれらを体験する機会の提供に取り組んでいます。今後も様々な関係者がそれぞれの特性を活かしながら、家庭での伝承機能を補って食文化を継承していく必要があります。

■環境に配慮した生産と消費

環境対策として、平成26年度より事業所及び市民を対象に「もったいない！食べ残しゼロ運動」に取り組み、食品ロスの削減を目指しています。この取り組みは、大量の食品廃棄物の発生を抑制することで環境への負荷を軽減すると同時に、食に関する感謝の気持ちや理解を一層深める働きかけとしても重要であり、継続する必要があります。

農産物においては、販売促進のためのブランド化と環境保全型農業への取り組みとして、新潟県及び妙高市独自で化学肥料や農薬を5割低減した作物の認証制度を設けているほか、JA（農業協同組合）でも化学肥料や農薬を5割あるいは3割低減した栽培を推奨しており、その拡充を目指しています。

園・学校における給食では、化学肥料と農薬を5割低減した市内産米を100%使用しているほか、その他の地場産野菜などを積極的に給食へ導入できるよう地産地消に取り組んでいます。

■食に関する情報発信

食を通じた体験と交流の機会は、園や学校、食生活改善推進委員により積極的に進められてきました。また、平成23年にオープンした妙高山麓都市農村交流施設（ハートランド妙高）は、市民に限らず市内外の幅広い年代の方々が妙高の農業や食を体験できる拠点となっています。

食育に関する情報発信については、市報や妙高チャンネル、イベントでのパネル展示などを通して市内の様々な取り組みを紹介してきました。しかし、自分の健康や豊かな食生活を実現するために必要な食品の選択に関する情報提供は十分でなく、食品表示法及びアレルギー対策基本法が施行されたことから強化していく必要があります。

今後の食育推進にあたっては、食をめぐるこれらの課題を踏まえ、様々な関係者が多様に連携・協働し、その実効性を高めつつ市民が「自ら食育推進のための活動を実践する」（食育基本法第6条）ことに取り組むとともに、市民が実践しやすい環境づくりにも取り組むことで、食をめぐる課題の解決を図ります。

※1 共食（きょうしょく）：誰かと共に食事をすることで、家族や友人、仲間等と同じ場所、時間を共有して同じ食卓を囲むことです。精神面の安心感に加え、生活や食事の質を向上させるなどの効果があります。

※2 バランス食：人の体をよい状態に保つために考えられた基準の食品とその量です。さらに、食事時間などの望ましい食べ方も含めてバランスのよい食生活を推進しています。

3 「2次計画」の数値目標と達成状況

()調査人数

基本方針	施策	指標	2次計画策定時	改訂版策定時	実績値	目標値	
			H22年度	H26年度	H27年度	H28年度	
1 食でつくる健康な体	(1) 栄養バランスのよい食事を普及啓発する	バランス食を認識し実践する人の割合の増加	18.2% (473)	24.3% (493)	31.0% (743)	40%以上	
		食塩摂取量の減少 注:H24は食生活調査、H28は尿中塩分測定により算出	—	11.2gH24 (45)	9.5gH28 (146)	10g以下	
		朝食を欠食する人の割合の減少	1歳6か月児	6.1% (241)	3.2%H25 (189)	1.1% (180)	0%
			3歳児	8.5% (234)	1.8%H25 (212)	0.8% (252)	0%
			園児	1.3% (641)	2.6% (608)	1.4% (749)	1%以下
			小学5年生	2.0% (336)	0.8% (268)	2.9%H28 (254)	1.2%
			中学2年生	3.9% (291)	1.2% (173)	3.3%H28 (249)	2.9%
			20歳代男性	18.2% (11)	36.4% (22)	37.5% (48)	35%以下
			30歳代男性	15.8% (19)	24.0% (25)	32.0% (169)	23%以下
			20歳代女性	11.1% (18)	5.3% (19)	17.6% (74)	5%以下
	30歳代女性	11.8% (18)	17.5% (40)	6.8% (192)	15%以下		
	糖代謝異常者の割合の減少(HbA1c(NGSP値)5.6%以上)	40-74歳	—	35.9%H25 (3753)	44.2% (3630)	減少	
	毎日ジュースを飲む人の割合の減少	3歳児	—	56.0%H25 (212)	46.8% (252)	40%以下	
	(2) 規則正しい生活習慣と食習慣を定着する	早寝早起きを実践する人の割合の増加(7時までに起床、21時までに就寝)	3歳児	63.1% (234)	57.6%H25 (212)	61.1% (252)	60%以上
		むし歯のない子どもの割合の増加	3歳児	—	84.9%H25 (212)	88.0% (249)	90%以上
			12歳児	—	92.3% (287)	92.3% (274)	93%以上
		肥満者の割合の減少 園児:肥満度15%以上 児童生徒:〃20%以上 成人:BMI25以上	園児	5.3% (727)	3.7% (672)	4.1% (653)	3.5%
			児童生徒	9.45% (2973)	7.57% (2510)	7.34% (2,383)	7.0%
20~60歳代男性			—	28.2%H25 (1180)	28.3% (1172)	減少	
40~60歳代女性	—		18.2%H25 (1418)	17.4% (1387)	減少		
(3) 食品の安全性に関する意識を高め、食を選択する力を育む	食品を購入する際、生産地及び原材料の確認をする人の割合の増加	12.4% (473)	34.1% (493)	29.2% (743)	35%以上		

第2章 食をめぐる現状と課題

()調査人数

基本方針	施策	指標	2次計画策定時	改訂版策定時	実績値	目標値
			H22年度	H26年度	H27年度	H28年度
2 食で育む豊かな心	(1) 家族で会話をしながら楽しく食事し、家族の絆を深める	家族そろって夕食を食べる人の割合の増加(週4回以上)	57.0% (473)	77.5% (493)	86.3% (182)	80%以上
		妙高市民の心推進応援事業所中「家族そろって食事をしよう」に取り組む事業所の割合の増加	—	73.6% H24	67.9%	80%以上
		食事中はテレビを消す人の割合の増加	3歳児 28.1% (234)	40.5% H25 (212)	63.1% (252)	45%以上
		食事が楽しいと思う人の割合の増加	園児 —	69.1% (607)	70.2% (746)	80%以上 (園児)
	(2) 食事マナーを身につけ、気持ちよく食事をする習慣をつける	食事マナーを意識する保護者の割合の増加	園児 65.3% (641)	60.8% (608)	98.8% (746)	70%以上
	(3) もったいないの気持ちを育み、自然の恵みや生産者へ感謝する	食に関するお手伝いをする子どもの割合の増加	園児 —	25.1% (608)	88.5% (747)	65%以上
		農業体験を実施する園及び学校の増加	全園全校で実施	全園全校で実施	全園全校で実施	全園全校で実施
3 郷土食の学び文化伝える	(1) 地域の郷土料理を伝承する	家庭で郷土料理を作る人の割合の増加	72.9%	87.2%	85.2%	90%以上
	(2) 行事食などの食文化を学び、食に関する歴史を伝える	給食で郷土料理を提供する園及び学校の増加	全園全校で実施	全園全校で実施	全園全校で実施	全園全校で実施
4 食の生産と資源循環	(1) 安心安全な農産物の生産、提供を促進する	化学肥料を低減している農家の割合の増加	89.3%	89.3% H22	83.3% (新潟県)	100% (H27)
		農薬を低減している農家の割合の増加	88.7%	88.7% H22	86.3% (新潟県)	100% (H27)
	(2) 地産地消を推進する	園及び学校の給食で使用する地場産物の食材数の増加	園 12.0品目	14.7品目 H25	17.0品目	16品目
		学校 21.4品目	21.4品目 H25	10.7品目	25品目	
	(3) 食品廃棄物等の発生抑制と減量化を推進する	食の循環(給食残菜の堆肥化と野菜の栽培)に取り組む園の増加	2園	5園	4園	全園
		家庭での生ごみ(可燃ごみ)廃棄量の減少	633g	456g H25	465g	428g
「もったいない!食べ残しゼロ運動」協力店の増加		—	33店舗	56店舗	100店舗	
5 食と交流の情報発信	(1) 食の情報発信により、市民の理解を深め実践を促す	メディア等による食育情報発信回数の増加	18回	22回	20回	26回
		食育に関心を持っている市民の割合の増加	77.9% (473)	73.7% (493)	78.6% (743)	80%以上
	(2) 農業体験や交流活動を推進し、妙高の食を理解する	農業振興施設等の利用者数の増加	27万人	28.3万人 H25	29万7千人	29万人
		妙高山麓都市農村交流施設(ハートランド妙高)の利用者数の増加	—	22,600人 H25	24,903人	25,480人
		食生活改善推進委員による食育活動実施数の増加	38回	64回 H25	59回	70回

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

妙高の食の恵みに感謝し、生涯にわたって健康な体と豊かな心を育てます。
～食で育む体と心 家庭ではじまる食育体験～

食を通じた市民の心身の健康づくりと豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の気持ちと理解を深めるために、第1次妙高市食育推進計画からの基本理念を継承し食育の推進に取り組めます。

2 基本方針と施策の柱

基本理念に基づいて食育を推進するにあたり、4つの基本方針と施策の柱を設定します。

1. 食でつくる健康な体
 - (1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - (2) 子どもの成長・発達に合わせた食育の推進
2. 食で育む豊かな心
 - (1) 体験を通じた食育の推進
 - (2) 食文化の継承に向けた食育の推進
3. 食の生産と環境との調和
 - (1) 環境に配慮した生産と消費の推進
 - (2) 地産地消の推進
4. 食育運動の推進
 - (1) 食に関する活動団体の育成と活動支援
 - (2) 情報の共有と発信

3 数値目標

1. 食でつくる健康な体

指標	策定時 H27年度	実績値 R2年度	目標値 R5年度	参考値	出典	
バランス食を認識し実践する人の割合の増加	31.0%	36.6%	40%以上	国(R7) 40%以上	各種健診時アンケート	
食塩摂取量の減少	9.5g (H28年度)	9.73g	8g	国(R7) 8g以下	妙高市尿中塩分測定	
朝食を欠食する人の割合の減少	20-30歳代男女	18.0%	14.1%	10%以下	国(R7) 15%以下	各種健診時食育アンケート
肥満者の割合の減少 園児：肥満度15%以上 児童生徒：肥満度20%以上 成人：BMI25以上	園児 児童生徒 男性20-60歳代 女性40-60歳代	4.1% 7.34% 28.3% 17.4%	4.43% 7.48% 28.3% 20.4%	3.5% 7.0% 減少 減少	— — 国(R4)28% 国(R4)19%	園児体格調査 学校身体測定 市民特定健診 市民特定健診
やせの割合の減少 BMI:20歳代女性18.5未満 65歳以上 20.0未満	20歳代女性 65歳以上	21.4% 18.7%	12.1% 18.4%	減少 減少	国(R4)20% —	妊娠届時調査 市民特定健診
定期的に歯科検診を受診している人の割合の増加	46.8%	50.4% (※①)	65%	国(R4) 65%	保護者歯科検診 市民歯科検査	

※① 令和2年度は、市民歯科検査を実施しなかったため令和元年度の数値を記載。

2. 食で育む豊かな心

朝食又は夕食を家族と一緒に食べる回数の増加	【参考】 夕食週4回以上 86.3%	10.1回	週11回以上	国(R7) 週11回以上	各種健診時アンケート
農業体験を全園全校で実施	全園全校で実施	全園全校で実施	全園全校で実施	—	こども教育課調査
郷土料理を全園全校の給食で提供	全園全校で実施	全園全校で実施	全園全校で実施	—	こども教育課調査

3. 食の生産と環境との調和

妙高市特別栽培米の作付面積の増加	37.6ha	28.1ha	—(※②)	—	農林課調査
もったいない！食べ残しゼロ運動 協力店の増加	56店舗	49店舗	100店舗	—	協力店数
園及び学校給食における地場産物(野菜)の食材数の増加	園 学校	17品目 (※③) 10.7品目	14.1品目 8.9品目	15品目 10品目	— 給食日誌

※② 妙高市特別栽培米認証制度は、令和2年度で事業を終了しました。

※③ 平成27年度に園で使用した食材数には野菜以外を含む

4. 食育運動の推進

食生活改善推進委員による食育活動実施数の増加	59回	25回	70回	—	食生活改善推進委員活動報告書
食育に関心を持っている市民の割合の増加	78.6%	85.0%	90%以上	国(R7) 90%以上	各種健診時アンケート

第4章 具体的な施策の展開

基本方針1. 食でつくる健康な体

「生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること（食育基本法第2条）」は食育を推進する際の目的の要です。栄養の偏りや食習慣の乱れを改善するよう、引き続き取り組みを推進します。

（1）健康寿命の延伸につながる食育の推進

施策の方向

生涯にわたって全ての市民が生活習慣病の発症及び重症化を予防し、さらに高齢期においては低栄養による身体機能の低下を予防することで健康寿命の延伸を目指します。そのために、一人ひとりが食に関する知識や食品の選び方を含めた判断力を備えるための食育を展開します。

また、健全な食生活を実現するためには口腔機能が十分に発達し維持されることも重要であることから、ライフステージに応じた歯科保健を推進します。

主な取り組み

① 健康づくりと生活習慣病予防のための食育の推進

個人の体の状況に応じた食生活改善に取り組むほか、市の健康課題（肥満や高血糖、高血圧、脳卒中、大腸がんなど）について、その解決のための食育を推進します。

② 高齢期における食育の推進

高齢者は、咀嚼能力及び消化・吸収率の低下に加え、運動量の減少に伴う食事摂取量の低下、孤食による栄養の偏り・不足等を生じやすいため、集団学習及び個々の生活状況に応じた支援によりフレイル[※]と関連の深い低栄養の予防を目的とした食育を推進します。

③ 歯科保健活動における食育の推進

摂食・嚥下等の口腔機能について、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上など生涯を通してそれぞれの時期に応じた食育を推進します。

④ 地域における食育の推進

食生活改善推進委員の会等の食に関する活動団体や事業所と連携し、地域の幅広い世代において食生活の改善が図られるよう、学習や体験の機会を提供します。

※フレイルとは

加齢に伴う食事量の低下などによる体重減少や様々な機能の低下（筋力、歩行速度、活動量、認知機能など）により生活機能障がい（要介護）の危険性が高くなった状態。

(2) 子どもの成長・発達に合わせた食育の推進

施策の方向

乳幼児期は心体機能や食行動の発達が著しい時期であることを踏まえ、発育・発達の段階に応じて望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験を積み重ねていくことが重要です。家庭、地域、保育園・こども園等が連携して食育を推進します。

また、学校では、給食の時間、家庭科や体育科をはじめとする各教科、総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進します。

主な取り組み

① 胎児期・乳幼児期の食育の推進

妊娠期の母親及び父親に対して、胎児の成長と必要な栄養等についての食育を実施します。出生後は乳幼児健診等で、発育・発達の段階に応じた健全な食生活が実践できるよう、継続して食育を推進します。

② 保育園・こども園での食育の推進

子どもの発達及びアレルギー等の状況に応じた給食を提供します。また、給食や体験を通して食べ物や体への興味や関心を持ち、進んで食べようとする気持ちが育つように発達段階に応じた食育を推進します。

また、幼児期は将来の食習慣の基礎となる大切な時期であることから、保護者に対し子どもの成長期における必要な知識を普及するとともに、肥満等の個別支援を有する子どもに対して子ども及び保護者への相談指導を行い望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを推進します。

③ 学校での食育の推進

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、肥満ややせをはじめとする生活習慣病を予防し、健康の保持増進が図られるよう、給食を通じた指導の他、学習や体験の機会を提供します。

児童生徒への指導は、栄養教諭、学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等が連携し、保護者の理解と協力のもと、肥満ややせが心身の健康に及ぼす影響や改善に必要な知識を普及します。また、生活習慣病や食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子どもに対して個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを推進します。

基本方針2. 食で育む豊かな心

食は、豊かな人間性を育み、生きる力を身に着けていくために何よりも重要です。食生活が自然の恩恵の上に成り立っていると同時に、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることに感謝の気持ちや理解が深まるよう取り組みを推進します。

(1) 体験を通じた食育の推進

施策の方向

食は日々の調理や食事等と深く結びついた極めて体験的なものです。農産物等の生産や調理、家族等と一緒に食べる「共食」など、体験による食育を推進します。

主な取り組み

① 保育園・こども園、学校での体験活動の推進

園では、野菜の栽培や調理体験、給食等を通して、食べ物への興味や食べる楽しさを体験できるよう食育を展開します。学校では「弁当の日」等の取り組みを通して食に対する関心を高め、食への感謝の気持ちと主体的に料理にかかわる姿勢を育む学習を展開します。

② 地域や妙高山麓都市農村交流施設等での食育の推進

農産物の生産者や食に関する事業者、食育に関するボランティア、高齢者等の知識や経験を活かして、幅広い世代が農業や食に関する体験ができるよう取り組みを推進します。

③ 「共食」の推進

家族等と一緒に食事を食べる経験により、食べる楽しさを実感するだけでなく、食に関する知識や文化、コミュニケーション能力を習得できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等を推進します。

(2) 食文化の継承に向けた食育の推進

施策の方向

本市は豊かな自然に恵まれており、四季折々の食材が豊富です。それらを活かした郷土料理や食事の際の作法などをはじめとする伝統的な食文化は、人々の精神的な豊かさと密接な関係があります。先人によって培われてきた食文化と時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を次世代へ継承します。

主な取り組み

- ① 地域や妙高山麓都市農村交流施設等での取り組みの推進
食に関する事業者やボランティア団体が行う料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理を取り入れることにより、食文化の継承を図ります。
- ② 園や学校給食、行事での郷土料理等の積極的な導入
地域の伝統的な食文化について、子どもが早い段階から興味・関心を持って学ぶことができるよう、郷土料理を給食等に取り入れるとともに、給食だより等を通して、子どもの体験が家庭へ波及するように努めます。
- ③ 関連情報の収集と発信
市内の食文化の普及啓発に関する取り組みについて、積極的に情報を収集し発信することで、食文化の継承に向けた意識の醸成を図ります。

基本方針3. 食の生産と環境との調和

食の生産、流通、消費は、社会や文化の基盤に深く根ざしています。自然・文化資源などの地域環境を保全し、将来にわたって豊かな食生活を確保していくためには、「食」と「農」のつながりが重要です。

豊かな自然や四季の尊さ、農業の果たす役割を再認識しながら、市民への安心、安全な食を安定的に供給できる地域農業を推進します。

(1) 環境に配慮した生産と消費の推進

施策の方向

農産物の生産においては農薬や化学肥料の低減による環境保全型農業を推進します。また、食品の消費について日本は食料及び飼料等の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、食品を大量に廃棄し環境への大きな負担を発生させていることから、食品ロスの削減に取り組めます。食品ロスの削減に取り組むことは、食に感謝し「もったいない」という気持ちで食べ物を無駄にしない点で豊かな心の育成においても重要です。

主な取り組み

- ① 環境保全型農業の推進
農産物の生産者に対し、新潟県特別栽培農産物認証制度を積極的に周知し、農薬及び化学肥料の低減を推進します。また、消費者への情報提供により妙高市産農産物への理解を図ります。

② 「もったいない！食べ残しゼロ運動」の推進

飲食店などの食品関連事業者及び市民に対し、食品ロスの削減を普及啓発するとともに、食品関連事業者においては市が認定する「もったいない！食べ残しゼロ運動」協力店への登録を推進します。

(2) 地産地消の推進

施策の方向

家庭及び園・学校給食等において、地場産物を使用することは「生きた教材」であり、食生活と自然環境とのつながりを学ぶだけでなく、文化や産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の気持ちを育む上で重要です。地域産業の活性化の面からも地場産物の利用拡大を図ります。

主な取り組み

① 園や学校給食における地場産物使用の推進

給食における地場産物（農産物）の安定的な生産・供給体制を構築します。

② 直売所等における地場産物の利用促進

多様な品目の生産・供給体制の構築及び加工品の開発を推進します。

基本方針4. 食育運動の推進

食育の意義や必要性など、食をめぐる諸課題について理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の市民が、自ら食育に関する活動を実践することが重要です。そのためにライフステージに応じた具体的な実践や活動例を提示し、継続的に食育運動を推進します。

(1) 食に関する活動団体の育成と活動支援

施策の方向

食育を広く市民に浸透させていくために、食生活改善推進委員を始めとする食に関するボランティア団体などの活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備を図ります。

主な取り組み

① 食生活改善推進委員の養成・育成研修会の開催

活動に必要な知識の習得のための研修会を開催するとともに、具体的な地域活動について支援を行います。

② 食育推進活動の促進

食生活改善推進委員等による自主的な活動が幅広い世代で展開されるよう、園や学校、事業所等と連携を促進します。

(2) 情報の共有と発信

施策の方向

健康、食品の生産・販売、環境など様々な分野での食育を推進し、全市的に食育運動を促進するため、市や国、県が実施する食育施策及び市内で食育を推進している地域、団体、学校等の事例を収集し、広く情報提供します。

主な取り組み

市報や市ホームページ、新井有線放送、FM みょうこう等の各種広報媒体を通じて市民へ積極的に情報提供を行います。

第5章 食育推進に向けての役割

食育は、あらゆる年齢層が対象であり、基本的には一人ひとりの取り組みが大切ですが、家庭、園・学校、地域など、様々な主体がそれぞれの役割や責務を果たすことが求められています。それぞれの立場で連携・協働することにより、市民一人ひとりが「食」について考えられる環境づくりを進めます。

1. 家庭の役割

家庭は、食生活の礎を築く重要な場です。食品を選ぶ力や自ら調理して食べる力を習い覚える場であるとともに、「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつを通して、自然の恵みや動植物の命をいただくこと、食材や食事を作ってくれた方への感謝の気持ちを育み、食事マナーを身につける役割を担っています。また、食に関する伝統や文化等を次世代に伝えつなげていく場としても重要です。

こうしたことから、家族と食卓を囲み楽しく食事をする（共食）や野菜などの食べ物を育て、調理して食べる機会を積極的につくることで、楽しく食について学ぶ食育の推進に努めます。

2. 保育園・こども園、学校の役割

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、園や学校は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担っています。

多くの仲間と一緒に学ぶこの時期の食育は、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。また、栄養の偏りや過不足による肥満ややせを予防し、健康寿命の延伸を図るための食習慣を身につける時期でもあることから、本計画とは別に食育指導計画を作成し、給食の時間はもとより、各教科等の時間や総合的な学習の時間、農業体験等を通して、積極的に食育の推進に努めます。

また、家族の食生活の習慣が子どもに大きく影響することから、食育の家庭への波及を図り、家族ぐるみの健全な食生活習慣の確立を目指します。

3. 地域の役割

地域からの推薦で選出されている食生活改善推進委員は、自らの知識を高めるとともに、市民へ体験や学習の場を提供する役割を担っています。このような機会を通して市民自らが食についての理解を深め、主体となって食育に取り組む姿を目指します。

また、高齢者をはじめ地域に暮らす一人ひとは、豊かな知識と経験を活かして、地域社会に伝わる郷土料理や食文化を次世代に伝承することが期待されています。

4. 生産者の役割

食に対する感謝の気持ちを深めていく上で、食を生み出す場である農林漁業への理解は重要であり、生産者は消費者と互いを意識する関係を築くために農産物等の生産体験を通して学ぶ機会を提供する役割を担っています。

また、農産物の生産は自然の恩恵の上に成り立っていることから、自然との共生が求められており、農薬や化学肥料の低減など環境と調和のとれた農業の推進が期待されます。

5. 食品関連事業者等の役割

食品関連事業者は市民の健康で豊かな食生活を支える役割を担っています。減塩を始めとする健康に配慮した商品やメニューの提供に積極的に取り組むほか、栄養や食生活等に関する情報や体験活動の機会を提供することが期待されます。

また、食品ロス削減の必要性が国際的にも重視されつつあることを踏まえて、積極的に食品ロスの削減に努めることが求められています。

6. 行政の役割

乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた健康診査や保健指導等を通して食育を推進する役割を担っています。食に関する専門的な立場から適切に食育を実施するため、関係職員の資質の向上を目指すとともに、地域で活動する団体や事業所に対して、引き続き支援に努めます。

また、食育が総合的かつ計画的に推進できるように、国や県、医療機関、関係団体との連携を図りながら食育事業を展開します。

第6章 計画の推進体制

食育の推進に向けて、家庭、地域、関係団体、学校、保育園・こども園、行政などが一体となって食育を市民運動として取り組むために、横断的な食育推進体制を整備し、推進のための方策などを協議します。

1. 庁内食育推進連携会議

行政の食育関係課による連携会議を開催し、食育関連事業の情報を共有し、本計画の進行管理をはじめ、食育に関する新たな取り組みや課題等について協議、検討します。

2. 妙高市健康づくり推進協議会

妙高市健康づくり推進協議会において、食育に関する課題及び解決策、効果的な推進の方策等について幅広く意見や提案を求めるとともに、本計画の進行管理、評価を行います。

3. 計画の進行管理

原則として毎年、計画に対する実績を調査し評価します。この進捗状況について妙高市健康づくり推進協議会で報告し、必要に応じて計画の見直しを行います。

第7章 ライフステージに応じた行動指針

1. 妊娠期・乳幼児期（0～3歳）

若い女性のやせや低出生体重児の割合の増加等を踏まえ、妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤の確保は重要です。また、乳幼児期は生涯における発達や生活リズムの基礎を身につける重要な時期であることから、家族全体が健全な食習慣を送る必要があります。

- 妊娠期から家族全体の食生活を見直し、バランスのとれた食事を実践しましょう。
- パパママ教室や各健診に参加し、子どもの成長を学びましょう。
- 家族そろって食事を楽しみましょう。

2. 幼児期（園児）

心身の発達が著しい時期であると同時に、望ましい食習慣の基礎を身につける重要な時期です。しかし、家族の生活が多様化する中で「孤食」や「朝食欠食」「食に対する関心の薄れ」「食事マナーの乱れ」などの問題が生じやすい時期でもあることから、子どもの食への配慮が必要です。

- 家族や仲間と一緒に食べる楽しさを覚えましょう。
- 栽培、収穫、調理を通して、食べ物の大切さを理解し感謝の気持ちを育てましょう。
- 心身が健康に発達するよう、好き嫌いをしない食習慣を身につけましょう。

3. 学童期（小学生）

学校では野菜の栽培や稲作の体験、行事や給食での郷土料理づくりなどを通して、地域の食文化を学び食への関心を高める時期です。また、家庭では適切な食習慣と運動習慣を身につけ健康な体づくりに取り組む必要があります。

- 食べ物に興味・関心を持ち、バランスのとれた食事の大切さを知りましょう。
- 家庭で料理を作ってみましょう。
- 好き嫌いなく楽しく食べましょう。
- 食文化や食品の生産、流通、消費について理解を深めましょう。

4. 思春期（中学生・高校生）

生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るために、健全な食習慣を定着させる重要な時期です。社会に巣立つ時まで自分で作って食べる経験を重ね、自ら健康管理ができるように備える必要があります。

- 健康の大切さや栄養についての理解を深め、望ましい食習慣を実践しましょう。
- 楽しい食事を通して、望ましい人間関係や豊かな心を育てましょう。
- 食事の準備、共食、片付けなどを通して、協調性や社会性を養いましょう。
- 食事を作って食べる経験を重ね、食生活の自立に向けた準備をすすめましょう。

5. 成人期

仕事や子育ての忙しさから自分の食生活がおろそかになりやすい傾向があります。生活習慣病を予防し生涯を健康に過ごすために、また、次世代を育成する重責を担う時期でもあることから、健全な食習慣を実践する必要があります。

- 自分の日々の食事や健康を大切にし、生活習慣病を予防しましょう。
- 家族が健康に生活するために、望ましい食生活を実践し伝えましょう。
- 家族と一緒に食べる時間を持ち、体と心の健康づくりに努めましょう。

6. 高齢期

生活習慣病の重なりにより健康への不安を感じる時期であると同時に、低栄養や口腔機能の低下により QOL[※]の低下が心配される時期でもあります。これまでの生活習慣を振り返るとともに、個々の状況に見合った健全な食生活を確保する必要があります。

また、高齢期においては、これまで培ってきた食に関する豊富な知識と経験を、家族や地域へ伝承する指導的な役割も期待されます。

- 健康診査を受診し、自分の体の状況を知りましょう。
- 1日3食、バランスの良い食事を取り、生活習慣病と低栄養を予防しましょう。
- 食文化や農業について、積極的に次世代へ伝えましょう。

※QOL (quality of life) : 生活の質

行政の行動計画

○：実施
 ×：未実施
 -：事業廃止

基本方針	施策の柱	SDGsの位置付け	実施主体	事業名	何を(伝える内容)	誰が	誰に(対象者)	どのように(手段)	事業実施年度						
									H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1 食でつくる健康な体	(1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進	3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	健康診査結果説明会	生活習慣病を予防するための食事量及び食習慣と介護予防をはじめとする高齢期に向けた食生活について	栄養士	妙高市市民特定健診受診者	個別指導	○	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	特定保健指導	肥満を改善し生活習慣病を予防するための食事量や食習慣について	栄養士 保健師	妙高市市民特定健診受診者	面談・訪問・電話による個別指導	○	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	重症化予防保健指導	生活習慣病を予防するための食事量や食習慣について	栄養士 保健師	妙高市市民特定健診受診者	面談・訪問・電話による個別指導	○	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	生涯学習課 観光商工課 健康保険課	健康保養地プログラム	肥満の改善による生活習慣病の予防・改善のための食生活と運動習慣について	ヘルスクアリーダー、 栄養士、 保健師	市民 来訪者	準高地の気候を活用した気候療法ウォーキングと温泉水中運動の実践と食事指導	○	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	食育講演会	市の健康課題(高血圧、脳卒中、大腸がん等)の予防と改善について	講師	市民	講話	○	○	○	×	×	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	福祉介護課 健康保険課	低栄養予防保健指導	フレイル※の啓発と介護予防、低栄養を予防する食生活について ※P11参照	保健師 看護師	高齢者	指導が必要な人に対し個別に保健指導を行う。	○	○	○	○	○	○	○
		令和2年度で終了	福祉介護課 健康保険課	健康長寿！目指せ元気100歳講座	低栄養を予防・改善する食生活について	保健師 栄養士 健康運動指導士	高齢者(70歳)	フレイル予防健診、介護及び低栄養予防に関する講話等	○	○	○	○	-	-	-
		3.すべての人に健康と福祉を	福祉介護課 健康保険課	フレイル予防教室	低栄養を予防・改善する食生活について	保健師 栄養士 健康運動指導士	高齢者	介護及び低栄養予防に関する講話等	○	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	健診結果説明会	低栄養を予防する食生活について	栄養士	高齢者	集団指導により予防についての知識を普及する	○	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課 こども教育課	歯科保健活動	よくかんで食べる習慣の獲得と、むし歯・歯周病に関する知識の普及啓発、正しい口腔ケアについて	栄養士 保健師 歯科衛生士	乳幼児保護者、 園児、 児童、生徒 及びその保護者	乳幼児健診での集団及び個別指導、園や学校での講話、給食、おたより	○	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	歯科保健活動	歯周病と全身疾患の関連についての普及啓発および口腔衛生の確保と口腔機能の維持・向上について	栄養士 保健師 歯科衛生士	市民、 高齢者	各種歯科健診での個別指導、市民歯科検査での普及啓発、広報媒体を通じた情報提供	○	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	みょうこう減塩生活大作戦	市の健康課題(高血圧、脳卒中、腎臓病、胃がん)と減塩の必要性について	栄養士 保健師 食生活改善推進委員	市民	市報等によるPR、食生活改善推進委員による地域活動等	○	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	地域健康教室	生活習慣病を予防するための食事量や食習慣について	栄養士 保健師	市民	講話や資料配布	○	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	健康バランス食普及事業	適切な食習慣(バランス食)について	食生活改善推進委員	市民	地域で健康講座を開催し、講話、試食、調理実習等を実施	○	○	○	○	×	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	事業所での健康講座	健診データに基づく生活習慣病の予防と改善、または、事業所の健康課題の改善について	栄養士 保健師	事業所従業員	講話や各種測定、資料配布等	○	○	○	○	×	○	○

行政の行動計画

○：実施
 ×：未実施
 -：事業廃止

基本方針	施策の柱	SDGsの位置付け	実施主体	事業名	何を(伝える内容)	誰が	誰に(対象者)	どのように(手段)	事業実施年度						
									H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
16	達(2)に合わせた子どもの成長・発達を推進	3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	母子手帳交付	妊娠期の食生活と胎児の成長について	栄養士・保健師	妊娠届出者	個別指導	○	○	○	○	○	○	
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	パパママ教室	妊娠期の食生活と胎児の成長について	栄養士	参加者	講話及び個別指導	○	○	○	○	○	○	
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	乳児健診(4・7・10か月児)	発達に応じた授乳と離乳食について 保護者のバランスのよい食習慣について	栄養士	乳児の保護者	離乳食の実演・試食を含めた集団学習及び個別指導	○	○	○	○	○	○	
17	(2)子どもの成長・発達に合わせた食育の推進	3.すべての人に健康と福祉を	こども教育課	1歳児訪問	適正な食事について	家庭児童相談員・保健師・栄養士	1歳児の保護者	家庭児童相談員等による訪問及び支援必要者へ栄養士による個別指導	○	○	○	○	○	○	
		4.質の高い教育をみんなに	健康保険課	幼児健診(1歳6か月・3歳児)	バランス食(適切な食事量と食べ方)について	栄養士	幼児の保護者	個別指導	○	○	○	○	○	○	
		4.質の高い教育をみんなに	健康保険課	子育て応援食育キャラバン	バランス食、減塩習慣の定着等について	食生活改善推進委員	幼児の保護者	食品サンプルを用いたアドバイス、汁物塩分測定、試食等	○	○	○	○	○	○	
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	こども食育教室	食べものと栄養、食事のマナーについて、それぞれの年代に合わせた内容を実施する	栄養士	5歳児 4歳児 3歳児	エプロンシアターや教材を使用し教室を行なう	○	○	○	○	○	○	
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	食育教室(保護者対象)	幼児期及び保護者の食生活について	栄養士	3歳児の保護者	講話や資料展示、配布	○	○	○	×	×	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	すくすくカミカミプロジェクト	食べ方(よく噛んで食べる・咀嚼力・口腔ケア)や体を動かすことの大切さについて	栄養士、園職員	園児とその保護者	カミカミメニュー、お口体操、36の基本的な動きを取り入れた運動の推進など	○	○	○	○	○	○	
		3.すべての人に健康と福祉を	こども教育課	朝！元気スタート運動	早寝・早起き・朝ごはんをはじめとする望ましい生活習慣について	園、学校、市P連(保護者)	園児・児童生徒と保護者	児童生徒の生活習慣に関する実態を踏まえて、中学校区毎にテーマを設定し、家庭と一体となった取組を行う	○	○	○	○	○	○	
26	3.すべての人に健康と福祉を	こども教育課	学校給食運営・食育推進事業	学級等：食べ物の三つの働き、バランスの良い朝食と実践、卒業後の食生活、おやつの食べ方 保健体育：健康及び病気の予防と食生活、朝食の大切さ 道徳等：心と食生活 家庭科：1食分の食事量、成長期の栄養	担任 栄養教諭等	児童・生徒	食育指導計画に基づく授業を行う	○	○	○	○	○	○		
		こども教育課	肥満児に対する保健指導	肥満を改善し、生活習慣病を予防する食生活と生活習慣について	栄養教諭等 栄養士 保健師	肥満度20%以上の児童生徒と保護者	身体測定結果の推移にや血液検査の結果に基づいた個別指導と継続支援を行う。	○	○	○	○	○	○		
27	3.すべての人に健康と福祉を	こども教育課	肥満児に対する保健指導	肥満を改善し、生活習慣病を予防する食生活と生活習慣について	栄養教諭等 栄養士 保健師	肥満度20%以上の児童生徒と保護者	身体測定結果の推移にや血液検査の結果に基づいた個別指導と継続支援を行う。	○	○	○	○	○	○		

行政の行動計画

○：実施
 ×：未実施
 -：事業廃止

基本方針	施策の柱	SDGsの位置付け	実施主体	事業名	何を(伝える内容)	誰が	誰に(対象者)	どのように(手段)	事業実施年度					
									H29	H30	R1	R2	R3	R4
2食で育む豊かな心	(1) 体験を通じた食育の推進	令和3年度で終了	こども教育課	こども料理教室	料理をする楽しさや食べ物への興味関心の向上	栄養士	園児	料理教室	○	○	○	○	-	-
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	園運営事業	野菜の栽培を通じた食への興味と食べる楽しさについて	保育士、栄養士	園児	栽培、収穫、調理等の体験活動	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	学校給食運営・食育推進事業	農作物の栽培を通じた食への理解と感謝の気持ちについて	担任、栄養教諭等	児童・生徒	栽培、収穫、調理等の体験活動と食育指導計画に基づく学習	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	弁当の日	食に関する感謝の気持ちを育む	担任、栄養教諭等	児童・生徒	弁当を自分でつくりたり、弁当づくりを手伝ったりする	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	放課後児童クラブ事業	食生活の自立に向けた調理体験と一緒に食べる楽しさについて	地域活動人材登録者	放課後児童クラブ利用児童	長期休業日の期間に昼食を作って食べる	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	生涯学習課	地域活動人材登録制度	食や農業に関する経験を活かした活動について	地域活動人材登録者	児童・生徒・地域住民等	学校や地域等からの要請に応じて講話や調理実習等を行うことのできる人材を派遣する	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	健康保険課	食生活改善推進委員の会自主事業	作って食べる楽しさと人との交流について	食生活改善推進委員	市民	試食、調理実習、会食等の体験活動	○	○	○	×	○	○
		12.つくる責任 つかう責任	農林課 観光商工課	農業交流体験講座	食と農との結びつきへの関心を高める	交流施設職員など	市民	収穫や調理体験などをとおして食の理解を深める	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	乳幼児健診	共食による家族のコミュニケーション、食事マナーについて	栄養士、保健師、食生活改善推進委員	乳幼児の保護者	集団学習又は個別指導又は食生活改善推進委員によるアドバイス	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	生涯学習課 関係課	妙高市民の心推進事業	家族との食事によるコミュニケーションの大切さについて(妙高市民の心:家族と一緒に食事をしよう)	食育関係課	市民・事業所	チラシ広報、事業所訪問等	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	健康保険課	食生活改善推進委員の会自主事業	郷土料理の作り方について	食生活改善推進委員	市民	園・学校行事や地域活動等で調理実習を行う	○	○	○	×	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	農林課 観光商工課	農業交流体験講座	郷土料理の作り方と生活とのつながり等について	講師	市民	農業交流施設において郷土料理体験講座を開催する	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	園・学校給食	和食の特徴や郷土料理の種類と味について	担任、栄養教諭等、栄養士	園児、児童・生徒	ミヨーコーさん給食(郷土料理等)や和食の日を給食献立に取り入れる	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	給食だより	食に関する伝統・歴史や食事マナー等の食文化について	栄養士	園児、保護者	給食だよりを発行する	○	○	○	○	○	○

行政の行動計画

○：実施
 ×：未実施
 -：事業廃止

基本方針	施策の柱	SDGsの位置付け	実施主体	事業名	何を(伝える内容)	誰が	誰に(対象者)	どのように(手段)	事業実施年度					
									H29	H30	R1	R2	R3	R4
2食で育む豊かな心	(2)食文化の継承に向けた食育の推進	4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	給食だより	食に関する伝統・歴史や食事マナー等の食文化について	担任、栄養教諭等	児童・生徒、保護者	給食だよりを発行する	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	学校給食運営・食育推進事業	郷土料理の作り方、生活とのつながり等について(家庭科)	担任、栄養教諭等	児童・生徒	食育指導計画に基づき、調理実習等の授業を行う	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	学校給食運営・食育推進事業	箸の持ち方、配膳のしかた等の食文化や食事マナーについて(学級等)	担任、栄養教諭等	児童・生徒	食育指導計画に基づき、給食を通じた指導を行う	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	健康保険課	食文化に関する情報の提供	郷土の食文化の継承に関する取り組みや普及啓発事項について	栄養士	市民	各種広報媒体を使用した周知	○	○	○	○	○	○
3食の生産と環境との調和	(1)環境に配慮した生産と消費の推進	12.つくる責任 つかう責任	農林課	新潟県特別栽培農産物認証制度	減農薬・減化学肥料による安心安全な農産物の栽培について	農林課職員	農業者	各種広報媒体による認証制度の周知	○	○	○	○	○	○
		12.つくる責任 つかう責任	農林課	新潟県特別栽培農産物認証制度	減農薬・減化学肥料による栽培の実績と安心安全な農産物への理解及び選択について	認証農家	消費者	認証取得に関するPR	○	○	○	○	○	○
		12.つくる責任 つかう責任	環境生活課	生ごみ削減の推進「もったいない！食べ残しゼロ運動」	食べ残しによる食品廃棄物の削減について	環境生活課職員	市民、食品関連事業者	各種広報媒体による市民へのPRと飲食業者の登録制度の周知及び登録事業所のPR	○	○	○	○	○	○
		12.つくる責任 つかう責任	環境生活課	生ごみ削減の推進	生ごみの削減・有効活用について	環境生活課職員	市民	地域説明会でのコンポストの利用や水切りの依頼。フードドライブ活動に関するPR	○	○	○	○	○	○
		令和元年度で終了	環境生活課	生ごみ削減の推進	生ごみの削減・有効活用について	環境生活課職員	市民	電動生ごみ処理機購入費の補助による積極的PR	○	○	○	-	-	-
		4.質の高い教育をみんなに	こども教育課	学校給食運営・食育推進事業	食料自給率と地産地消を学ぶ(社会科)	担任、栄養教諭等	児童・生徒	食育指導計画に基づく授業を行う	○	○	○	○	○	○
3食の生産と環境との調和	(2)地産地消の推進	4.質の高い教育をみんなに	農林課 こども教育課	給食への地産野菜の供給体制の整備	こどもたちには、地場産野菜のおいしさ、生産者の顔が見える農産物の提供により安心安全。農家に対しては、生産へのやる気と安心安全への意識啓発	農林課、こども教育課職員	給食調理員、栄養士、農家	学校給食に、一定量の野菜を納入できる体制をつくる	○	○	○	○	○	○
		12.つくる責任 つかう責任	農林課	地場産野菜のPR	地場産品のよさ、直売所など販売場所	農林課・健康保険課職員	市民	地場産野菜野菜の販売、チラシや広報等によるPR	○	○	○	○	○	○

行政の行動計画

○：実施
 ×：未実施
 -：事業廃止

基本方針	施策の柱	SDGsの位置付け	実施主体	事業名	何を(伝える内容)	誰が	誰に(対象者)	どのように(手段)	事業実施年度					
									H29	H30	R1	R2	R3	R4
4 食育運動の推進	(1) 食に関する活動支援	4.質の高い教育をみんなに	健康保険課	食生活改善推進委員養成・育成講座	栄養・食生活や食品表示、食の安全等に関する基礎知識、生活習慣病予防、地域活動の方法等について	栄養士	食生活改善推進委員	講話及び資料を用いた学習	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	健康保険課	食育推進活動の促進	食育に関する活動団体等の知識と経験に応じた活動の場について	栄養士、保健師	食育に関する活動団体、市民	活動の場の提案・調整等	○	○	○	○	○	○
	(2) 情報の共有と発信	3.すべての人に健康と福祉を	食育関係課	食育パネル展示	市及び国、県の食育施策や市民及び園・学校等の食育活動について	食育関係課職員	市民	イベント等の機会にパネルを展示し、食育に関する情報を提供する	○	○	○	○	○	○
		4.質の高い教育をみんなに	食育関係課	食育に関する情報提供	市及び国、県の食育施策や市民及び園・学校等の食育活動について	食育関係課職員	市民	食育に関する情報収集及び各種広報媒体を通じた情報発信	○	○	○	○	○	○
		令和元年度で終了	食育関係課	妙高チャンネル食育コーナー	市及び国、県の食育施策や市民及び園・学校等の食育活動について	食育関係課職員	市民	番組を作成し、食育に関する情報を提供する	○	○	-	-	-	-
		4.質の高い教育をみんなに	健康保険課	食育に関する情報提供	生活習慣病及び低栄養予防、食物アレルギーへの理解等について	栄養士 食品関連事業者	市民	ポスター、ポップ、チラシ等による情報発信	○	○	○	○	○	○
		3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	食品表示と食の選択に関する情報提供	食品表示(栄養成分、アレルギー表示、産地、原材料等)の活用について	栄養士	市民、食生活改善推進委員	各種広報媒体を通じた情報発信	○	○	○	○	○	○
3.すべての人に健康と福祉を	健康保険課	食物アレルギーに関する理解の推進	食物アレルギーに影響する食品に関する知識及びアレルギー疾患を有する人への理解について	栄養士	市民	乳幼児健診及び園・学校での情報提供 各種広報媒体による情報提供	○	○	○	○	○	○		
3.すべての人に健康と福祉を	こども教育課	食物アレルギーに関する理解の推進	園・学校での食物アレルギーに関する理解と事故防止について	専門医	園・学校の全教職員	専門医による食物アレルギー研修会を実施	○	○	○	○	○	○		

資料（※ 第3次妙高市食育推進計画作成時(平成28年度)のデータです）

1. データで見る妙高市の健康

(1) 人口

本市の人口は年々減少しており、減少率は新潟県の平均を上回っています。また、1世帯当たりの人数も減少していることから、バランスの良い食事や食文化など、食に関する情報が家庭内で次世代へ継承されにくくなっている状況が考えられます。

	人口(人)	5年前からの人口増減率(%)	世帯数(世帯)	1世帯当たりの人数(人)
H22 妙高市	35,457	-6.28	11,801	3.00
H27 妙高市	33,222	-6.00	11,597	2.86
H27 新潟県	2,305,098	-2.92	848,199	2.72

出典:国勢調査(総務省統計局)

(2) 低出生体重児の割合

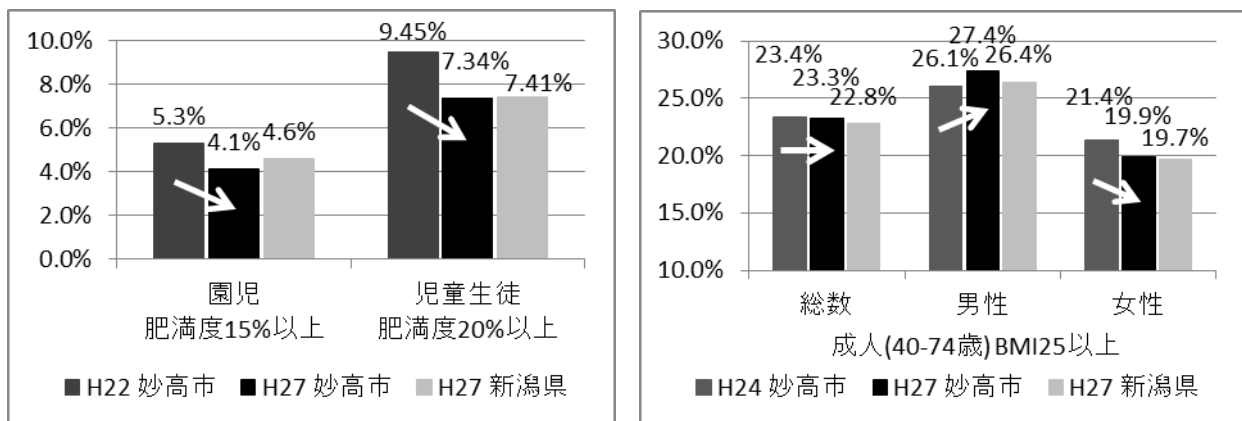
本市は県内でも2500g以下の低出生体重児の出生率が非常に高い状況にあます。低出生体重児は生涯にわたり生活習慣病を発症するリスクが高くなることから、妊娠を希望する女性及び妊婦は質量ともにバランスの良い食習慣を身に付け、適切な体重管理をする必要があります。

年度	出生数(人)	低出生体重児の割合(%)	県内順位(20市中)
H24	239	10.9	2
H25	236	13.1	1
H26	228	12.3	3

出典:母子保健の現況(新潟県福祉保健部)

(3) 肥満の状況

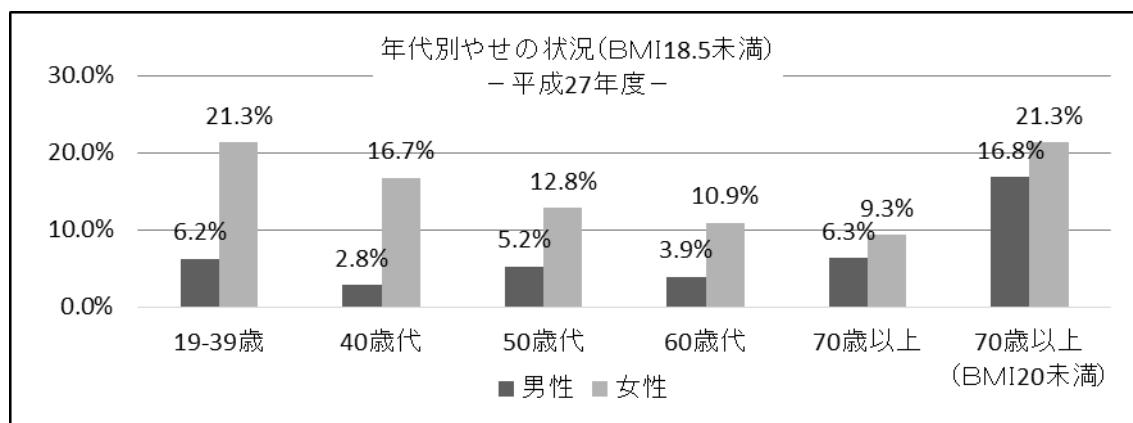
園児及び児童・生徒の肥満者の割合は減少しており県平均を下回っています。しかし、就学前に発症した肥満は改善されにくいいため早期予防に努めるほか、成長段階に応じて園や学校などの積極的な働きかけが必要です。また、成人男性の肥満は増加しており啓発の強化が必要です。



出典:体格調査(園児)、身体測定(児童生徒)、成人(国保特定健康診査)

(4) やせの状況

男性に比べて女性のやせの割合が高く、年代が若いほどその割合は高くなっています。女性においては、骨粗鬆症の予防のほか、安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて子どもの生涯にわたる健康の基盤の確保の面で適切な体重管理は重要です。また、男女共通して、高齢期ではやせ（BMI*20未満）の方の総死亡率が高い傾向にあり、低栄養の予防が必要です。



出典:妙高市市民健康診査、国保特定健康診査

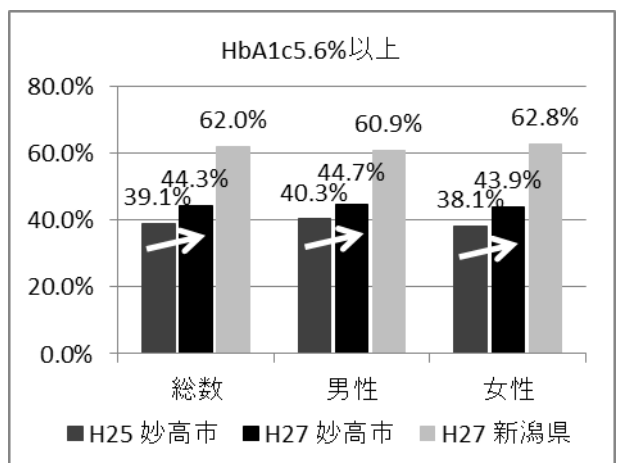
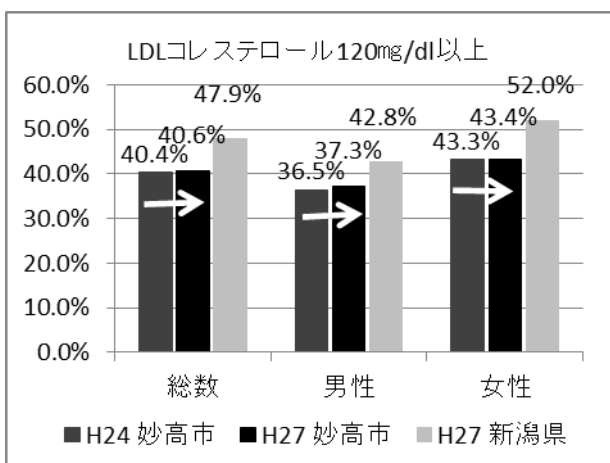
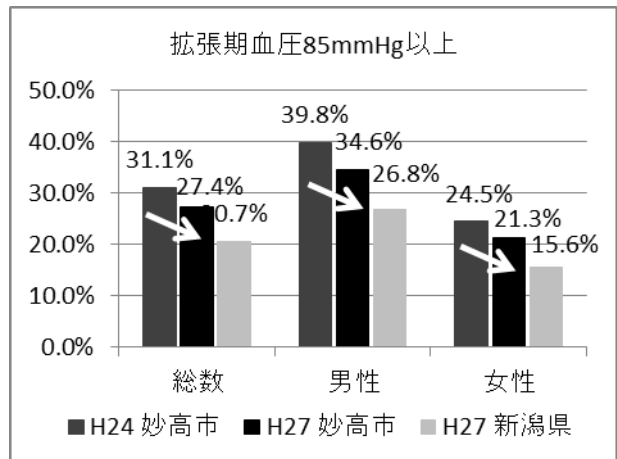
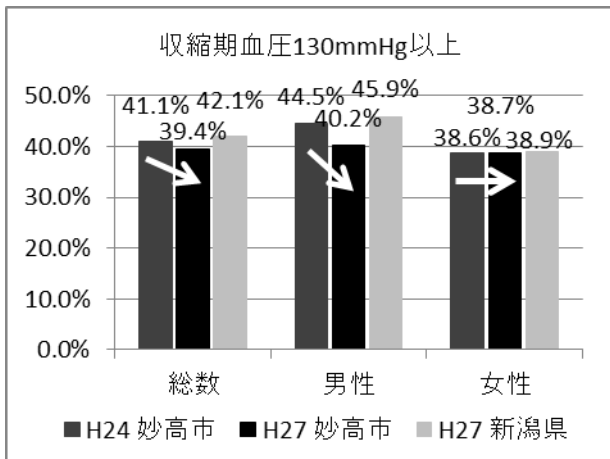
※BMI (Body Mass Index) : 身長からみた体重の割合を示す体格指数

$$\text{BMI} = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$$

目標とする BMI 18-49 歳 (18.5~24.9)、50-69 歳 (20.0~24.9)、70 歳以上 (21.5~24.9)

(5) 健康診査有所見者の状況 (保健指導判定値以上の割合)

健康寿命の延伸に影響する健康障害 (脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症等) の基礎疾患である高血圧、脂質異常症、高血糖について有所見者の割合の変化を示しました。高血圧は平成 25 年度から 28 年度にかけて実施した「みょうこう減塩生活大作戦」での積極的な働きかけの成果もあり有所見者は減少していますが、拡張期血圧については県平均よりも高い状況にあります。LDL コレステロールの有所見者は総数では横ばいですが、男性では肥満と共に増加の傾向にあります。血糖値 (HbA1c) の有所見者は県平均以下ではありますが増加しています。検査試薬や年度により変動することを考慮しつつ引き続き減少に向けた啓発が必要です。

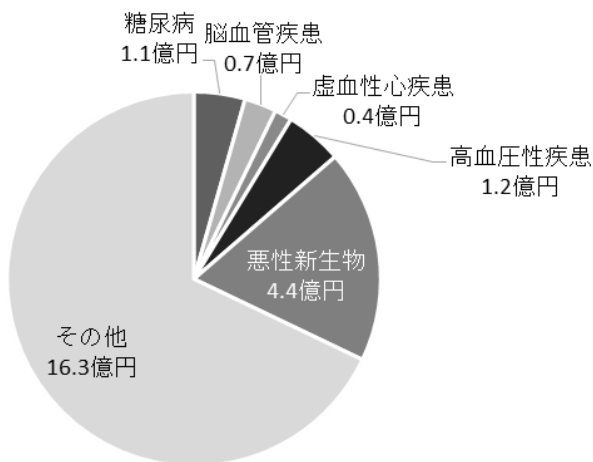


出典：国保データベース(KDB)(対象者：国保特定健康診査受診者 40-74 歳)

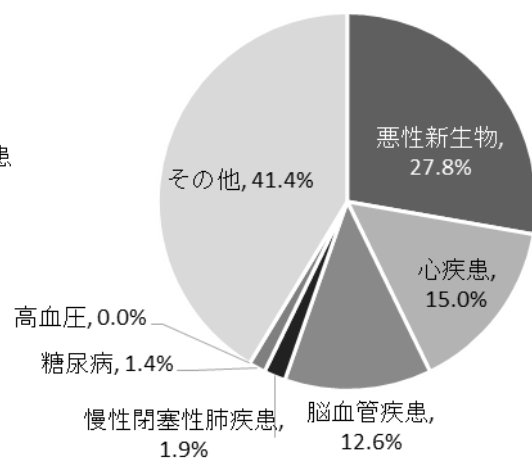
(6) 生活習慣病の医療費と死亡割合

生活習慣病は、医療費では約 3 割を占め、死亡数割合では約 6 割を占めます。

国民健康保険医療費総費用額(平成26年)
生活習慣病 7.7億円(32.1%)



死因別死亡割合(平成26年)
生活習慣病58.6%

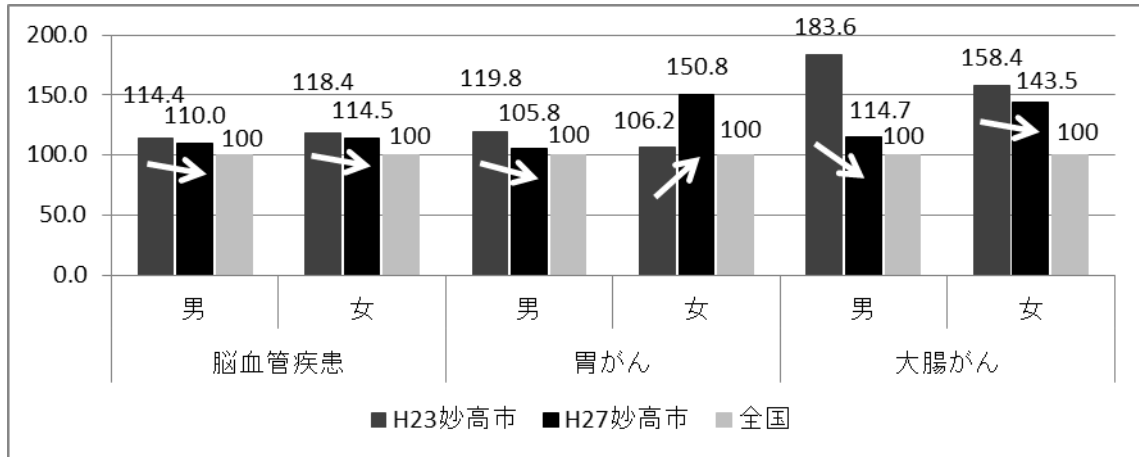


出典：新潟県国民健康保険疾病分類別統計

出典：新潟県福祉保健年報

(7) 標準化死亡比※の状況

本市は、脳血管疾患、胃がん、大腸がんの標準化死亡比が高い状況にあります。女性の胃がんによる死亡を除き減少傾向ではありますが、どの疾患も食習慣が影響するものであり、引き続き望ましい食生活の定着に向けた啓発が必要です。



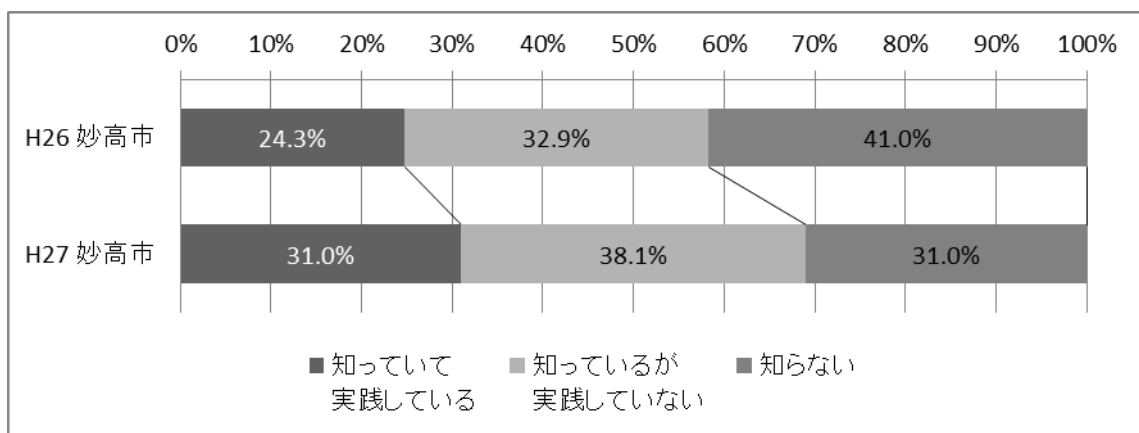
出典：上越地域振興局算出

※標準化死亡比：標準的な年齢構成に合わせて算出した死亡率。100 以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断される。

(8) 食生活の状況

■ バランス食を認識し実践する人の割合

「バランス食」は本市が推進する望ましい食生活の目安で、何をどれだけどのように食べるかを示しています。食生活改善推進委員による普及活動の成果もあり認知度及び実践する人の割合は増加しています。

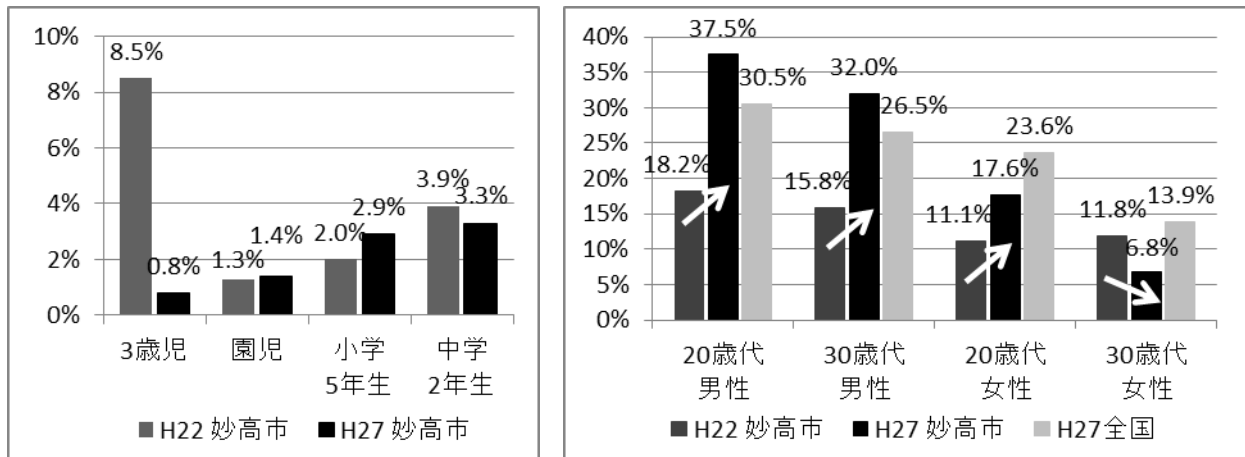


出典：妙高市食育に関するアンケート調査

■朝食を欠食する人の割合

園児、児童の欠食率は増加しています。子どもの欠食率についてはさらなる低下を目指して、どの年代についても継続した働きかけが必要です。

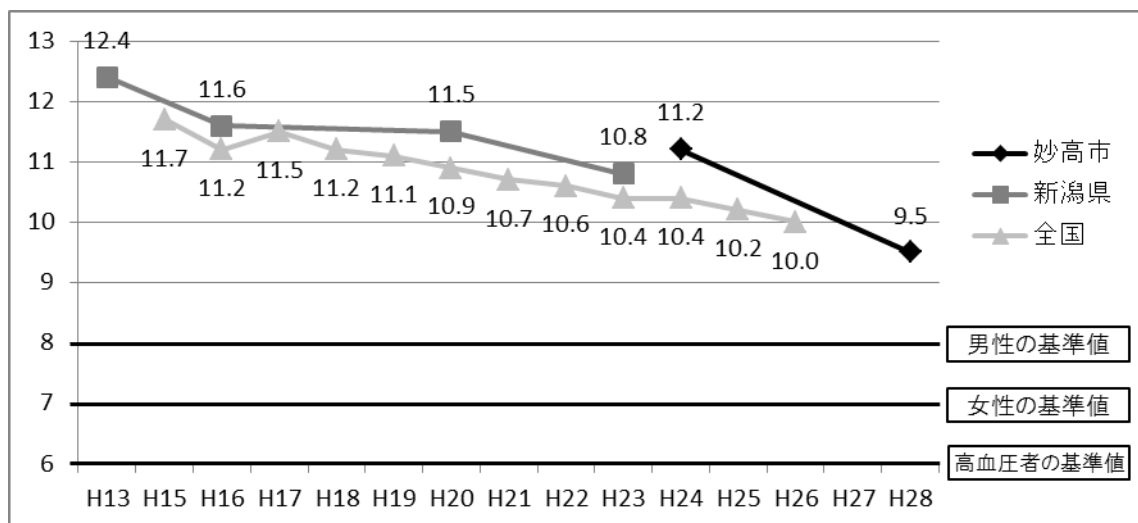
20-30歳代について、平成27年度は乳幼児の保護者を対象に調査しました。20-30歳代男性及び20歳代女性の朝食欠食率は増加しており、更に男性においては全国平均より高い状況にあります。30歳代女性で改善が見られたのは、乳幼児健診において子どもと家族の食生活について繰り返し学習する成果と考えられます。



出典:3歳児健診問診票(3歳児)、園児食育アンケート(園児)、朝元気スタート運動アンケート(小中学生)、妙高市食育に関するアンケート調査(成人)

■食塩の摂取状況

本市は、高血圧者の割合及び脳血管疾患、胃がんで亡くなる方の割合が多い状況にあり、これらの背景には食塩の過剰摂取があげられます。平成24年度に実施した食生活調査の結果から国や新潟県と比較して食塩摂取量が多い状況にあったことから、平成25年度より「みょうこう減塩生活大作戦」に取り組みました。市民の1日の食塩摂取量は減少の傾向にありますが、日本人の食塩摂取基準(男性8g未満、女性7g未満)には至っていません。



出典:国民健康・栄養調査、新潟県民健康・栄養調査、妙高市食生活調査(H24)、妙高市尿中塩分量調査(H27)

2. 食育基本法

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

3. 策定経過

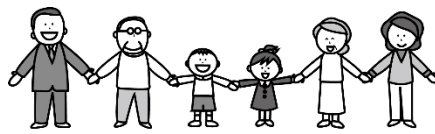
期日	内容
平成28年6月29日	第1回ワーキング会議 ・第2次計画の進捗状況と評価、課題について ・国の第3次食育基本計画について
平成28年10月24日	第2回ワーキング会議 ・第3次妙高市食育推進計画（案）について 基本方針、計画骨子等の検討
平成28年11月16日	妙高市健康づくり推進協議会 ・第3次計画（案）の内容について市民より意見聴取
平成28年12月16日	こども食育推進委員会 ・第3次計画（案）の内容について意見聴取（文書協議）
平成29年1月12日	第3回ワーキング会議 ・第3次計画（案）の見直しについて
平成29年2月1日 ～3月2日	パブリックコメント ・第3次計画（案）の内容について市民より意見聴取

第3次妙高市食育推進計画ワーキンググループ

課名	係名	役職	氏名
生涯学習課	市民活動支援係	主査	山口 修
こども教育課	学校教育係	主査	鈴木 寛
農林課	農山村振興係	主査	保坂 尚忠
環境生活課	リサイクル係	主事	丸山 紗也加
福祉介護課	地域包括支援係	保健師	松枝 幾子
企画政策課	政策グループ	主事	寺島 武司
事務局 (健康保険課)	健康づくり係	係長	丸山 孝夫
		主査	飯吉 あずさ
		栄養士	平原 まゆみ
		栄養士	宮本 あゆみ

4. 一部改訂経過

期日	内容
令和3年9月30日	各課の進捗状況、今後の計画について確認 ・第3次食育推進計画の進捗状況と評価、課題について ・第3次食育推進計画の見直し内容について
令和3年11月25日	妙高市健康づくり推進協議会 ・第3次食育推進計画進捗状況について市民より意見聴取
令和3年12月13日	第1回庁内会議 ・第3次食育推進計画進捗状況について ・第3次食育推進計画見直しについて
令和4年1月13日 ～25日	修正内容の確認、意見聴取 ・庁内委員による修正内容を確認と意見聴取



総合健康都市

守ろうつくろう
自分の健康!

妙高

第3次妙高市食育推進計画

発行：平成29年3月（令和4年3月改訂）

編集：妙高市健康保険課健康づくり係

新潟県妙高市栄町5番1号

TEL（0255）72-5111（代）

